

高島町における人事行政の運営等の状況

地方公務員法の一部改正により平成17年4月1日から地方公共団体の職員の任用、給与、服務や勤務条件など人事行政の運営状況について公表することが義務づけられました。高島町においても条例に基づきお知らせいたします。令和4年度の状況の公表になりますが、一部令和5年度の状況についても掲載しています。

1 任免及び職員数に関する状況

(1) 任免の状況（令和4年度）

職種別新規採用の状況		
行	政	職
		8人
医	療	職
		16人

新規採用者の配属状況		
町	長	部 局
		8人
教	育	委 員 会
		0人
農	業	委 員 会
		0人
病	院	施 設
		16人

職種別退職者の状況		
行	政	職
		7人
技	能	労 務 職
		3人
医	療	職
		14人

事由別退職者の状況		
定	年	退 職
		11人
応	募	退 職
		0人
自	己	都 合
		13人

(2) 部門別職員数（各年度4月1日現在）

区 分 部 門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		R 5	R 4		
一般行政部門	議会	3	3	0	
	総務	46	43	3	異動に伴う増
	税務	12	12	0	
	労働	1	1	0	
	農林	17	16	1	異動に伴う増
	商工	8	8	0	
	土木	13	13	0	
	民生	15	14	1	異動に伴う増
	衛生	19	20	▲ 1	異動に伴う減
	小計①	134	130	4	
特別行政	教育	37	41	▲ 4	退職による減
部門	小計②	37	41	▲ 4	
公営企業等 会計部門	病院	180	179	1	採用による増
	水道	6	7	▲ 1	異動に伴う減
	下水道	4	4	0	
	その他	19	20	▲ 1	異動に伴う減
	小計③	209	210	▲ 1	
合計（①+②+③）		380	381	▲ 1	

(3) 級別職員数の状況（令和5年4月1日現在）

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
代表的な職務	主事補 主事	困難主事	主任	困難主任 係長	課長補佐	課長	
令和5年度	30 人 (18.9%)	27 人 (17.0%)	30 人 (18.9%)	31 人 (19.5%)	27 人 (16.9%)	14 人 (8.8%)	159人
令和4年度	31 人 (20.7%)	25 人 (16.7%)	23 人 (15.3%)	33 人 (22.0%)	25 人 (16.7%)	13 人 (8.6%)	150人

※上記の職員数は、地方公務員給与実態調査の区分における一般行政職の人数で、保健師・保育士・水道企業職員・税務職、病院企業職員（医師・看護師等）は含まれておりません。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（令和4年度一般会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和4年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
令和4年度	人 21,949	千円 11,996,940	千円 751,920	千円 1,686,800	% 14.1	% 13.6

(2) 職員給与費の状況（各年度の一般会計予算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たりの給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和5年度	171人 (他再任用16人)	千円 670,680	千円 123,540	千円 266,180	千円 1,060,400	620万円
令和4年度	173人 (他再任用13人)	千円 672,150	千円 116,950	千円 261,520	千円 1,050,620	607万円

※職員手当には、山形県市町村職員退職手当組合負担金は含まれておりません。

(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢（各年度4月1日現在）

区分	令和4年度		令和5年度	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	303,700円	39.3歳	304,900円	39.2歳
技能労務職	373,700円	55.8歳	373,800円	55.5歳

※この表の数値は、地方公務員給与実態調査の調査票に記載した一般行政職及び技能労務職の平均です。なお、この一般行政職は、医師、看護師、医療技術職、保健師、保育士、水道企業職員、税務業務に従事する職員等を除く職員が対象となっております。

(4) 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区分		初任給	
		高島町	国家公務員
一般行政職	大学卒	196,200円	総合職 200,700円 一般職 196,200円
	高校卒	166,600円	一般職 166,600円
技能労務職	高校卒	165,500円	

※職員の初任給は、職種、学歴、経験年数に基づき決定されます。

(5) 特別職の給与・議員の報酬の状況 (令和4年12月1日現在)

区分		条例	現行	期末手当	
給料	町 長	860,000円 (※430,000円)	860,000円 (※430,000円)	6月期 1.60月分	※特別職の期末手当は、給料月額に40%加算したものに支給割合を乗じます。
	副 町 長	685,000円	685,000円	12月期 1.65月分	
	教 育 長	595,000円	595,000円	合 計 3.25月分	
報酬	議 長	370,000円	370,000円	6月期 1.60月分	
	副 議 長	310,000円	310,000円	12月期 1.65月分	
	議 員	290,000円	290,000円	合 計 3.25月分	

※高梨町長の任期中の額です。

(6) 職員の主な手当の状況 (令和5年12月1日現在)

手 当 名	内 容																										
扶 養 手 当	配偶者 6,500円 一般の扶養親族 子 10,000円 父母等 6,500円 扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算																										
住 居 手 当	借家 月額12,000円以上の家賃を支払っている者 限度額28,000円／月額																										
通 勤 手 当	交通機関利用・・・限度額55,000円 交通用具（自動車等）利用・・・通勤距離に応じて支給（下記参照） <table><tr><th>片道の通勤距離</th><th>支給額／月額</th></tr><tr><td>2 km以上 ～ 4 km未満</td><td>3, 2 0 0 円</td></tr><tr><td>4 km以上 ～ 6 km未満</td><td>4, 8 0 0 円</td></tr><tr><td>6 km以上 ～ 8 km未満</td><td>6, 8 0 0 円</td></tr><tr><td>8 km以上 ～ 1 0 km未満</td><td>8, 7 0 0 円</td></tr><tr><td>1 0 km以上 ～ 1 2 km未満</td><td>9, 7 0 0 円</td></tr><tr><td>1 2 km以上 ～ 1 4 km未満</td><td>1 1, 5 0 0 円</td></tr><tr><td>1 4 km以上 ～ 1 6 km未満</td><td>1 3, 2 0 0 円</td></tr><tr><td>1 6 km以上 ～ 1 8 km未満</td><td>1 4, 3 0 0 円</td></tr><tr><td>1 8 km以上 ～ 2 0 km未満</td><td>1 6, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>2 0 km以上 ～ 2 4 km未満</td><td>1 7, 6 0 0 円</td></tr><tr><td>2 4 km以上 ～ 4 0 km未満</td><td>2 5, 5 0 0 円</td></tr><tr><td>4 0 km以上 ～</td><td>4 0, 0 0 0 円</td></tr></table>	片道の通勤距離	支給額／月額	2 km以上 ～ 4 km未満	3, 2 0 0 円	4 km以上 ～ 6 km未満	4, 8 0 0 円	6 km以上 ～ 8 km未満	6, 8 0 0 円	8 km以上 ～ 1 0 km未満	8, 7 0 0 円	1 0 km以上 ～ 1 2 km未満	9, 7 0 0 円	1 2 km以上 ～ 1 4 km未満	1 1, 5 0 0 円	1 4 km以上 ～ 1 6 km未満	1 3, 2 0 0 円	1 6 km以上 ～ 1 8 km未満	1 4, 3 0 0 円	1 8 km以上 ～ 2 0 km未満	1 6, 0 0 0 円	2 0 km以上 ～ 2 4 km未満	1 7, 6 0 0 円	2 4 km以上 ～ 4 0 km未満	2 5, 5 0 0 円	4 0 km以上 ～	4 0, 0 0 0 円
片道の通勤距離	支給額／月額																										
2 km以上 ～ 4 km未満	3, 2 0 0 円																										
4 km以上 ～ 6 km未満	4, 8 0 0 円																										
6 km以上 ～ 8 km未満	6, 8 0 0 円																										
8 km以上 ～ 1 0 km未満	8, 7 0 0 円																										
1 0 km以上 ～ 1 2 km未満	9, 7 0 0 円																										
1 2 km以上 ～ 1 4 km未満	1 1, 5 0 0 円																										
1 4 km以上 ～ 1 6 km未満	1 3, 2 0 0 円																										
1 6 km以上 ～ 1 8 km未満	1 4, 3 0 0 円																										
1 8 km以上 ～ 2 0 km未満	1 6, 0 0 0 円																										
2 0 km以上 ～ 2 4 km未満	1 7, 6 0 0 円																										
2 4 km以上 ～ 4 0 km未満	2 5, 5 0 0 円																										
4 0 km以上 ～	4 0, 0 0 0 円																										

管 理 職 手 当	① 58,000円 （総務課長、企画財政課長） ② 48,000円 （上記以外の課長職）																																
期 末 手 当 勤 勉 手 当	<table><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="3">高島町</th><th colspan="3">国</th></tr><tr><th>期末手当</th><th>勤勉手当</th><th>計</th><th>期末手当</th><th>勤勉手当</th><th>計</th></tr><tr><td>令和3年度</td><td>2.55月分</td><td>1.9月分</td><td>4.45月分</td><td>2.55月分</td><td>1.9月分</td><td>4.45月分</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>2.4月分</td><td>2月分</td><td>4.4月分</td><td>2.4月分</td><td>2月分</td><td>4.4月分</td></tr></table> ※上記支給率には含まれておりませんが、令和4年6月期末勤勉手当より、令和3年12月期末手当引下げ相当額の調整が行われております。						年度	高島町			国			期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	令和3年度	2.55月分	1.9月分	4.45月分	2.55月分	1.9月分	4.45月分	令和4年度	2.4月分	2月分	4.4月分	2.4月分	2月分	4.4月分
年度	高島町			国																													
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計																											
令和3年度	2.55月分	1.9月分	4.45月分	2.55月分	1.9月分	4.45月分																											
令和4年度	2.4月分	2月分	4.4月分	2.4月分	2月分	4.4月分																											
寒 冷 地 手 当	<table><tr><th>区分</th><th>令和3年度支給年額</th><th>令和4年度支給年額</th></tr><tr><td>世帯主で扶養親族がいる職員</td><td>89,000円</td><td>89,000円</td></tr><tr><td>世帯主で扶養親族がいない職員</td><td>51,000円</td><td>51,000円</td></tr><tr><td>その他の職員</td><td>36,800円</td><td>36,800円</td></tr></table>						区分	令和3年度支給年額	令和4年度支給年額	世帯主で扶養親族がいる職員	89,000円	89,000円	世帯主で扶養親族がいない職員	51,000円	51,000円	その他の職員	36,800円	36,800円															
区分	令和3年度支給年額	令和4年度支給年額																															
世帯主で扶養親族がいる職員	89,000円	89,000円																															
世帯主で扶養親族がいない職員	51,000円	51,000円																															
その他の職員	36,800円	36,800円																															
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務を命ぜられた場合に支給 時間外勤務 1 時間につき 平日の午後 5 時 1 5 分から午後 1 0 時まで 1 0 0 分の 1 2 5 平日の午後 1 0 時から翌朝 5 時まで 1 0 0 分の 1 5 0 休日の午前 5 時から午後 1 0 時まで 1 0 0 分の 1 3 5 休日の午後 1 0 時から翌朝 5 時まで 1 0 0 分の 1 6 0																																
退 職 手 当	<table><tr><th>区分</th><th>勤続 2 0 年</th><th>勤続 2 5 年</th><th>勤続 3 0 年</th><th>最高限度額</th></tr><tr><td>自己都合</td><td>19.6695月分</td><td>28.0395月分</td><td>34.7355月分</td><td>47.709月分</td></tr><tr><td>定年・勸奨</td><td>24.586875月分</td><td>33.27075月分</td><td>40.80375月分</td><td>47.709月分</td></tr></table> ※退職手当は、加入している山形県市町村職員退職手当組合の支給率となります。（令和 5 年 4 月現在）						区分	勤続 2 0 年	勤続 2 5 年	勤続 3 0 年	最高限度額	自己都合	19.6695月分	28.0395月分	34.7355月分	47.709月分	定年・勸奨	24.586875月分	33.27075月分	40.80375月分	47.709月分												
区分	勤続 2 0 年	勤続 2 5 年	勤続 3 0 年	最高限度額																													
自己都合	19.6695月分	28.0395月分	34.7355月分	47.709月分																													
定年・勸奨	24.586875月分	33.27075月分	40.80375月分	47.709月分																													

（7）ラスパイレス指数

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	全国町村平均	県内市町村平均	山形県
98.7	99.5	99.4	99.7	99.4	99.8	100.3	98.2	96.3	99.3	100

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す数字です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件

（1）勤務時間の状況

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り				閉庁日
	始業時間	終業時間	休憩時間	週休日	
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	土曜日 及び 日曜日	・土曜日及び日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・12月29日～翌年1月3日まで

※病院等本庁以外の勤務場所（施設）では、上記と異なる勤務形態場合があります。

(2) 年次有給休暇の取得状況 (令和4年)

総付与日数	総取得日数 (A)	対象職員数 (B)	平均取得日数 (A/B)
7,013日	1,677日	198人	8.5日

※上記の人数は、病院職員を除く職員を対象としたものです。

(3) 休暇の種類と内容

年次有給休暇	1年につき20日 (現年分については、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。)
病 気 休 暇 (有 給)	職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
特別休暇 (有給) ※主なもの	結婚休暇 / 結婚の日の5日前から当該結婚の日後1月を経過するまでの期間内において7日以内 忌引 / 職員との続柄等により1日～10日 女性職員の出産 / 産前8週間以内、産後8週間 配偶者の出産 / 職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められる場合2日の範囲内 夏季休暇 / 7月から9月までの期間において、原則として連続する5日の範囲内の期間 看護休暇 ①配偶者及び一親等の血族(小学校就学の指揮に達するまでの子を除く。)並びに職員と住居を一にする親族の疾病又は負傷について、当該疾病又は負傷が看護を必要とする場合で職員以外に看護者がいない場合、一の年において5日の範囲内の期間 ②小学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合にあつては、一の年において5日(2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間 介護休暇 / 一の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間
介 護 休 暇 (無 給)	職員が、配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で、負傷、疾病又は老齢により、日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合で、6月の期間内において必要と認められる期間
組 合 休 暇 (無 給)	職員が任命権者の許可を受け、登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合で、一の年につき20日を超えない範囲内

(4) 病気休暇・育児休業等の取得状況 (令和4年度)

区 分	病気休暇	介護休暇	育児休業
令和4年度中に新規取得又は前年度より継続中の職員数	2人	0人	6人

※病気休暇の人数は、30日以上休暇を取得した職員の数値です。上記に病院企業職員は含まれておりません。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況（令和4年度）

- 分限処分：公務能率の維持を目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分のことです。分限には「免職」「休職」「降任」「降給」の4種類があります。
- 懲戒処分：公務員としてふさわしくない非行があった場合に、公務員関係の秩序を維持するために職員の道義的責任を追求して行う処分です、懲戒処分には「免職」「停職」「減給」「戒告」の4種類があります。

区 分	分限処分				懲戒処分			
	免職	休職	降任	降給	免職	停職	減給	戒告
処分者	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	0人

※上記は、役場、病院の全職員を対象にしております。

5 職員の服務の状況について

地方公務員法において「すべての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行にあたっては全力を挙げてこれに専念しなければならない」と規定されています。また、法令及び上司の職務命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務専念義務、秘密を守る義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止など、様々な義務や制限が課せられています。

6 職員の研修状況について

職員の研修に関しては「高畠町職員研修規程」に基づき、実施しております。

（1）研修の種類

- ① 職場研修 各課等の長が、自ら又は所属職員の求めに応じて、職務遂行上必要な知識・技能等を習得させることを目的に、職場内で行う研修
- ② 職場外研修
 - ア 基本研修：業務遂行上必要な基礎的知識・技能等を習得させることを目的に職場外で行う研修
 - イ 専門研修：業務遂行上必要な高度な知識・技能等を習得させることを目的に職場外で行う研修
 - ウ 派遣研修：他の公共団体又は研修機関が実施する研修に派遣して実施する研修
- ③ 自主研修 職員が自己啓発のために個人又は集団で学習又は研究を行うこと。

（2）研修の状況（令和4年度実績）

区分	実施機関	内容	受講者数 (延べ人数)
町独自研修	高畠町	新規採用職員研修	20 人
		財務・契約事務に関する職員研修会	171 人
派遣研修	市町村職員中央研修所	市町村アカデミー（税務研修、法令研修等）	2 人
	山形県市町村職員研修協議会	階層別研修（課長級、課長補佐級、係長級、上級職員等）	19 人
		専門研修（税務担当職員研修、法制執務研修、住基台帳担当職員研修、接遇研修 等）	27 人
	置賜市町職員研修協議会	一般研修（法制執務研修、新規採用職員研修、DX理解研修）	20 人
	その他	各種団体による研修セミナー等	3 人

7 職員の福利及び利益の保護の状況

(1) 健康診断等の実施状況

健康診断の内容	対 象 者
基本健診（共済総合健診項目）	全職員
胃がん検診	30歳以上の希望者
大腸がん検診	全職員
肺がん検診	40歳以上の希望者
糖尿病検査	全職員
前立腺がん検診	50歳以上（男性）の希望者
乳がん検診	30歳以上の希望者
子宮がん検診	20歳以上の希望者
肝炎ウイルス検査	35歳到達者

※健康診断は、山形県市町村職員共済組合及び公立高島病院に委託して実施しております。

(2) 公務災害補償の状況

公務上又は通勤途上の災害により、負傷等又は死亡した場合には地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。令和4度の補償件数は以下のとおりです。

区分	傷病	死亡
公務災害	3 件	0 件
通勤災害	1 件	0 件

※上記は、役場、病院の全職員を対象にしております。

(3) 地方公務員の共済組合制度

地方公務員の共済制度は、社会保障制度の一環として相互救済によって組合員及びその家族の生活安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資することを目的として設けられているもので、「地方公務員等共済組合法」に基づいて運営されております。

① 山形県市町村職員共済組合の事業

大きく分けて3つの事業を行っています。

区 分	内 容
短 期 給 付 事 業	職員とその家族（被扶養者）の病気、ケガ、出産、休業、死亡及び災害に対して必要な給付を行う事業です。
長 期 給 付 事 業	職員の退職・傷病又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行う事業です。
福 祉 事 業	職員とその家族の病気予防、貯金の積立て、住宅資金の貸付、物資の供給、保養施設の運営などを行う事業です。

② 山形県市町村職員互助会の事業

共済組合の事業をより充実、補完するために「山形県市町村職員互助会」が設けられています。

区 分	内 容
医 療 給 付 事 業	共済組合の医療給付を補完する事業
福 祉 給 付 事 業	慶弔的な給付をする事業
福 祉 厚 生 事 業	共済組合の福祉事業を補完する事業

8 山形県人事委員会からの公平委員会の委託事務に係る業務の状況の報告

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和4年度処理状況）

この制度は、地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、これを審査し、判定を行い、その結果要求が適当なものと判定した場合には、権限を有する機関に必要な勧告を行うものです。

なお、令和4年度は措置の要求はありませんでした。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況（令和4年度処理状況）

この制度は、地方公務員法第49条の2の規定に基づき、職員から懲戒その他その意に反する不利益な処分について不服申し立てがあった場合に、これを審査し、不服申立てに理由があると認められた場合は、処分の取消し、修正の裁決を行い、また必要がある場合には、処分者に対し職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行うものです。

なお、令和4年度は不服申立てはありませんでした。

〈お問い合わせ〉

〒992-0392 山形県東置賜郡高畠町大字高畠436番地

高畠町総務課 総務係 電話0238-52-4475（直通）